

穀粒判別器（精米）認定規程

一般社団法人日本精米工業会
精米加工委員会
JRMA

はじめに

近年、農産物検査に関する議論が活発に行われ、農産物検査において穀粒判別器の活用による機械鑑定を導入を進めるため、穀粒判別器の性能確認、測定精度等の検証結果に基づき、穀粒判別器の活用が開始されています。

しかしながら、この判断は玄米測定におけるものであり、精米測定でも同様に使用可能か否かは検証されていない状況にあります。

このようななか、昨年1月に精米JAS規格が施行されたことを受け、精米工場で行うJAS製品格付の判定は穀粒判別器を使用して行うものと考えられます。

そのため、農産物検査で検討されてきた玄米の穀粒判別器の導入を参考に、精米においても活用可能か、穀粒判別器の一定精度の確認や機器の管理方法等についての確立体制を構築する必要があると考え、本会精米加工委員会において検討し、穀粒判別器（精米）認定規程として取りまとめました。

2023年1月

一般社団法人日本精米工業会

～ 精米加工委員会・委員名簿 ～

川 村 周 三	北海道大学大学院農学研究院 食品加工工学研究室
【 座 長 】	農学博士・研究員（元教授）
政 平 博 文	全農パールライス株式会社 執行役員西日本事業本部製造本部製造部専任部長
金 子 泰 彦	木徳神糧株式会社 執行役員米穀事業本部生産部門長
諏訪間 恒 一	株式会社むらせ 生産本部長
渡 邊 靖 治	愛知県経済農業協同組合連合会 米穀部長
源 川 覚	株式会社大阪第一食糧 泉佐野精米工場長
大 塚 宜 広	食協株式会社 志和精米工場次長兼生産課長
遠 矢 亮 一	沖縄食糧株式会社 生産管理部長兼品質管理部長

穀粒判別器（精米）認定規程（案）

制 定 2023年1月6日

（目 的）

第1 この規程は、日本農林規格（JAS0017）において制定された精米の品質基準（以下「精米JAS品質基準」という）の測定に関し、客観的かつ効率的な検査が実施できるように一定の精度を有する検査機器（以下「穀粒判別器」という）について、一般社団法人日本精米工業会（以下「本会」という）が認定を行うことにより、その円滑な普及を図ることを目的とする。

（認定対象機器及び認定方式）

第2 本会が認定する穀粒判別器は、精米JAS品質基準のうち、着色粒、被害粒、砕粒、粉状質粒の全てが測定可能な機器を対象とし、認定の方式は、型式認定（以下「認定」という）とする。なお、測定部に変更がない場合は、同一の型式とみなすこととする。

（検討委員会）

第3 本会は、公正な認定を確保するため、学識経験者及び実需者等から構成される精米加工委員会において、この規程の内容について検討し、同意を得なければならないものとする。

（認定基準）

第4 本会は、穀粒判別器の認定基準として、別紙「穀粒判別器（精米）認定基準」（以下「認定基準」という）を定めるものとする。

2 認定基準は、前条の精米加工委員会の同意を得なければならないものとする。

3 認定基準を変更する場合も前項に準ずる。なお、当該変更前に、本会会員（賛助会員含む）に対し、相当の期間をもって通知を行うものとする。

（認定手順）

第5 穀粒判別器の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、認定申請書（別記様式1）及び認定基準の第2の（2）の結果（以下「測定結果」という）

を本会に提出するものとする。なお、測定結果は、認定に係る型式についての基準となる穀粒判別器（以下「基準器」という）を使用したものとする。

- 2 本会は、前項の認定申請書及び測定結果を受理したときは、認定基準の第3に基づいて、適否の判定をする。
- 3 申請者が、すでに認定を受けた型式の穀粒判別器を「相手先ブランド製造」として製造する場合であって、これに対して認定を受けようとするときは、その旨を本会に届出なければならない。この場合、1項の測定結果は免除され、前項の適否の判定は不要とする。

（認定）

第6 本会は、前条の認定手順の結果、当該穀粒判別器が認定基準に適合していると認められる場合及び前条3項の届出を受理した場合は認定を行うものとする。なお、認定の有効期間は3年間とする。

- 2 本会は、前項の規定に基づき認定を行ったときは、申請者に対し認定書（別記様式2）を交付するものとする。併せて、本会ホームページに、申請者、型式等を掲載し、公表するものとする。
- 3 本会は、認定を行わなかったときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（手数料）

第7 申請者は、認定に係る費用として、本会が別に定める手数料を支払うものとする。

（精度管理）

第8 認定を受けた申請者（以下「認定業者」という）は、基準器の精度維持に務めるものとする。

- 2 認定業者は、認定に係る型式の穀粒判別器を出荷する場合は、精度確認を実施し、精度維持に務めるものとする。
- 3 認定業者は、実需者の要請に基づき、穀粒判別器の精度確認を原則として年1回実施し、精度維持に務めるものとする。

（変更の届出）

第9 認定業者は、認定を受けた穀粒判別器について、認定時以降に申請に係る事項の内容に変更が生じた場合は、その内容を記載した書面を本会に提出しなければならないものとする。

- 2 前項の変更内容が当該穀粒判別器の性能に係るものと本会が判断した場合は、認定業者は改めて認定申請を行わなければならないものとする。

(認定の取消し)

第10 本会は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると判断した場合は、精米加工委員会の意見を聴き、当該穀粒判別器の認定を取消することができるものとする。

- (1) 認定業者から認定の取消しの申し出があったとき。
- (2) 認定に係る穀粒判別器が認定基準に適合しないことが明らかになったとき等の認定を取消すべき重大な事情が生じたとき。

- 2 本会は、前項の規定に基づき認定を取消そうとする場合は、あらかじめ、当該認定業者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。

ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、認定の取消しに係る弁明の機会を放棄したものとする。

- 3 本会は、認定業者から意見の陳述又は説明資料の提出があった場合は、改めて精米加工委員会の意見を聴いて認定を取消するか否かを決定するものとする。

(報告、苦情、調査)

第11 本会は、認定業者に対し、必要に応じて穀粒判別器の精度維持管理状況等について報告を求めることができるものとする。

- 2 認定を受けた穀粒判別器の使用から生じた苦情等については、原則として、認定業者が責任をもって対応するものとする。
- 3 認定を受けた穀粒判別器の品質、使用状況等を把握するため、必要に応じて、認定業者は製造工場及び使用現場等について調査を行うことに努めるものとする。

(規程の改訂)

第12 この規程の改訂を行う場合は、精米加工委員会の同意を得なければならないものとする。

附 則

この規程は、精米加工委員会の同意を受けた日から施行する。

(2023年1月6日)

(別紙)

穀粒判別器（精米）認定基準

一般社団法人日本精米工業会
精米加工委員会

穀粒判別器（精米）認定規程第4に基づく認定基準を次の通り定めるものとする。

(仕様基準)

第1 仕様基準は、表1「穀粒判別器（精米）共通仕様書」の通りとする。

(精度試験)

第2 精度試験は次の通り実施するものとする。

(1) 試験用試料

- ① 本会は、産地及び品種が異なる5種類の精米を選定する。
- ② 本会は、①の5種類の精米それぞれについて、精米JAS規格の品質基準に則り着色粒を1粒混入した1000粒の試料、被害粒を11粒混入した1000粒の試料、砕粒を56粒混入した1000粒の試料、粉状質粒を68粒混入した1000粒の試料、着色粒1粒と被害粒11粒と砕粒55粒と粉状質粒66粒を混入した1000粒の試料をそれぞれ作製する。

(2) 試験方法

- ① 申請者は、申請に係る穀粒判別器を用いて、本会が作製した前項(1)の試験用試料を各々10回測定し、着色粒、被害粒、砕粒、粉状質粒の測定をする。
- ② ①の測定結果より、各々の判定項目について、合成された標準偏差(①の結果を用いて算出した標準誤差の2乗と当該結果を用いて算出した標準偏差の2乗の和の平方根をいう)を算出する。

(精度基準)

第3 精度基準は次の通りとする。

- (1) 着色粒の測定精度については、着色粒に係る前項(2)の合成された標準偏差の2倍が0.5以内となるものを合格とする。
- (2) 被害粒、砕粒、粉状質粒の測定精度については、各々に係る前項(2)の合成された標準偏差の2倍が5以内となるものを合格とする。

表1 穀粒判別器（精米）共通仕様書

仕様項目	内 容
1. 商品名	穀粒判別器（精米）
2. 動作モード	本仕様書での仕様内容に基づく、精米JASモード（必須）の他に他モードを備えることができる。 なお、他モードには、本仕様書の条件は適用しない。
3. 測定対象	水稻うるち精米
4. 動作モードの表示及び印字	精米JASモード動作時には、結果表示画面、結果印字帳票に「精米JAS」の表示を入れる。 また、通信等の外部出力において、受取り側が精米JASモードであることが分かるようにする。
5. 判定項目	着色粒、被害粒、砕粒、粉状質粒
6. 測定粒数	約1,000粒
7. 測定結果の表示	①測定年月日 ②着色粒、被害粒、砕粒、粉状質粒の順に質量比（％）で表示する。 ※質量比は、本会が定めた換算値を用いて算出する。 ③最小単位は0.1％
8. 測定結果の印字	①上記7の表示内容は印字する。 ②「精米JAS」の印字をする。 ③必要に応じ、複数枚数印字できること。
9. 使用環境	①周囲温度：5～35℃ ②湿度：85％以下。ただし、結露がないこと。
10. 電源	AC100V±10%（50/60Hz）
11. 認定方法	穀粒判別器（精米）認定規程による。
12. 精度管理方法	穀粒判別器（精米）認定規程による。

注1：故障及び破損の対応は、認定業者が責任をもって対応する。

2：使用者において、判別基準を変更した場合は「精米JAS」の表示・印字が出来ないこととする。

(別記様式1)

年 月 日

穀粒判別器（精米）認定申請書

一般社団法人日本精米工業会
会 長 殿

企業名 ⑩
代表者

穀粒判別器（精米）認定規程に基づき穀粒判別器（精米）の認定を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 製造者の所在地等

企業名： _____
住 所：(〒 -) _____
電 話： _____
担当者： _____ (役職名： _____)

2. 穀粒判別器の型式等

機器名： _____
型 式： _____

3. 試験に関する結果

別添資料参照（穀粒判別器（精米）認定基準の第2の（2）による測定結果）

(別記様式2)

穀粒判別器（精米）認定書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました標記認定の件について、穀粒判別器（精米）認定規程第6の規定に基づき、下記の通り認定したことを証します。

記

企業名：

所在地：

機器名：

型式：

認定番号：

認定日：

有効期間：

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

東京都中央区日本橋小伝馬町15-15

一般社団法人日本精米工業会

会長

JRMA

®